

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 507

令和5年3・5月号

<https://www.hongohjin.or.jp/>

【目次】

- 法人会会員店特集 —— 2
- TOPIC「座位時間」 —— 3
- 税務署だより —— 4
- 都税事務所だより —— 5
- 法人会の活動 —— 6~7
- 令和5年度 税制改正大綱 —— 8~9
- 令和5年度 研修会・講演会予定表 —— 10
- 東法連特定退職金共済制度のお知らせ —— 11
- 事務局だより —— 12



「青空の六義園」百瀬文秋（ジュニア賞）（画像提供 文京区観光協会）

法人会会員店特集



1

レストラン ビアレストラン青林檎



東京都文京区湯島 1-11-8

TEL. 03-3811-5131

営業時間：

【ランチタイム】 11：30～16：00

【ビアレストラン】 17：00～21：30

定休日：日曜日・祭日

(土曜日は昼のみ営業)

真心込めた和・洋・中のバリエーション豊かな一品料理を取り揃えております。

最後はおすすめの青林檎特製ラーメンでメまでお楽しみ頂けます。

皆様で口福な楽しい時間をお過ごし下さい。

2

レストラン 東京ガーデンパレス 「オーロラ」



東京都文京区湯島 1-7-5

TEL. 03-3813-6218 (直通)

【朝食ブッフェ】 7：00～9：30

【ランチ】 11：30～15：00

【ディナー】 17：00～20：30

※令和5年5月1日(月)より当面の間、全曜日のディナー営業を一時休止いたします。

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.hotelgp-tokyo.com/rest/aurora.html>

滝の流れる、レストラン「オーロラ」では、ホテル開業40周年を記念して、開業当初に人気のあった料理を再現した【40周年記念クラシックランチコース】を土、日、祝日のランチタイムでご用意いたします。

ちょっと贅沢なランチタイムをお過ごしください。

※営業時間等については各店にご確認ください。

座位時間

一般社団法人Lumedia

突然ですが、「自分が1日に何時間座っているか」について考えたことがありますか？今回は「座っていることへの健康への影響」について学んでいきましょう。

◆「座位行動」とは

静かに座っている状態を、医学的には「座位行動」といいます。詳しく説明すると、その正式な定義は「日中に座ったり横になったりしてエネルギー消費量が1.5Mets（メッツ）を下回っている状態」です（参考文献①、②）。普通にデスクワークや読書、会話などを行っている状態は1.5Mets以下なので、これらの時間を「座位行動」としてカウントします。

参考までに、座っている状態でも、芝刈り機を操作したり、ストレッチをしたりしているときのエネルギー消費量は2.5Mets程度なので「座位行動」には該当しません（参考文献③）。

◆とにかく「座りすぎ」には気を付けよう

座っている時間の長さによる健康への悪影響が初めて注目されたのは、今から約70年も前である1953年の研究にまでさかのぼります。当時のロンドンの交通局や郵便局で働く方々を対象に心臓や血管の病気の頻度を調べたところ、バスの車掌は運転手よりも心臓や血管に関する病気が少ないことがわかりました。この事実から「仕事中に座っている時間が長い職業だと健康に悪いのではないかと推察され、その後さまざまな研究が行われました（参考文献④）。

そして現在では、大人が長時間座っていると、心臓や血管の病気だけでなく、がんや2型糖尿病のリスクを高めることがわかっています。さらに、死亡率も上昇してしまうのです（参考文献⑤）。また、「座り過ぎによる健康への悪影響」は「運動による健康への良い影響」で打ち消しきれないこともわかっています。つまり、ジムに通うなどして積極的に運動を頑張っている人でも、やはり座り過ぎには気をつけなければならないのです（参考文献⑥）。

それではどうしたらいいんだ！という話ですが、結局、座りっぱなしの時間をとにかく減らすことが大切です。座る時間を、どのような身体活動（強くても弱くても）に置き換えても健康効果が得られます（参考文献⑤）。

◆あなたの健康をこれからも守るために

この記事を読んで、例えばお仕事中に何時間も座っていることに気付いたら意識して立ち上がりストレッチをするなど、小さなことからチャレンジしてみてください。健康を手に入れるために頑張りましょう！

<まとめ>

- ・長時間座っていることは、実は健康に悪いとご存じでしたか？
- ・テレビ視聴やスマホを触るなどして座っている時間を減らすのが健康への近道です。
- ・仕事中でも定期的に立ち上がるなどの工夫をしてみてくださいね。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

【参考文献】

- ①:Mark S Tremblay et al. Int J Behav Nutr Phys Act.2017 Jun 10;14(1):75.
- ②:厚生労働省「座位行動」
- ③:国立健康・栄養研究所「改訂版『身体活動のメッツ(METS)表』」
- ④:J N Morris et al. 1953 Nov 28;262(6796):1111-20; concl.
- ⑤:WHO身体活動・座位行動ガイドライン(要約)
- ⑥:GOV.UK 2019. UK Chief Medical Officers' Physical Activity Guidelines.

【筆者紹介】

一般社団法人Lumedia

誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia(ルメディア)」を運営している。

国税職員採用募集（税務職員）

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ **人事院国家公務員**

試験(採用NAVI)



◆ **試験概要**



◆ **Web-TAX-TV**



◆ **採用関係の役立つリンク集**



消費税インボイス制度

登録を予定されている事業者の方へ

登録申請はお早めに！

令和5年10月から消費税インボイス制度が始まります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax 景
をご利用ください!!

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○**クレジットカード納付**が可能!!



eL T A X 電子納税での
納付方法が増えました!!

○**ダイレクト納付**が可能!!



税理士の方など代理人による
納税手続きができます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割

詳しくはホームページをご覧ください。

eL T A X ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)



eL T A X イメージキャラクター
エルレンジャー

納税証明・評価証明の申請には

電子申請をご活用ください!

「東京共同電子申請・届出サービス」による電子申請ではパソコンから、
「スマート申請」ではスマートフォンからでも証明の申請・手数料納付が可能です。

「東京共同電子申請・届出サービス」

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/denshi.html>

「スマート申請」

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/smart.html>



■ 電子申請が可能な証明等

- ・納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・23区内の土地・家屋名寄帳
- ・23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明

湯島天満宮で確定申告の広報活動及び街の美化活動を実施

－ 女性部会・青年部会 －

2月16日(木)、女性部会(飯村早苗部会長)と青年部会(吉田宗之部会長)が確定申告の広報活動と街の美化活動を湯島天満宮境内及び湯島駅周辺で行いました。コロナ禍の影響もあり、令和2年以来、3年ぶりの実施となりました。



▲広報活動をする笹木署長

当日は湯島天神「梅まつり」の期間中でもあり、境内は大勢の観梅客で賑わう中、笹木本郷税務署長をはじめ幹部の方々や、部会の役員方がそれぞれ広報活動や美化活動を行いました。



▲青年部会による美化活動

はじめて学ぶ! 会社の数字 － 初心者の方にわかりやすく解説 －

1月10日(火)から文京学院大学生涯学習センターにおいて開催していた「はじめて学ぶ! 会社の数字」が、1月24日(火)に終了しました。

この講座は全3回シリーズで、文京学院大学生涯学習センター講師である上岡史郎先生から収益と費用と利益の関係、損益分岐点の基礎知識、具体的企業の財務分析等を分かりやすく解説いただきました。



▲講師を務める上岡史郎先生

女性部会が社会貢献活動を実施 － 使用済み切手、未使用タオルを寄贈 －

女性部会では社会貢献活動の一環として、3月29日(水)、使用済み切手を文京区社会福祉協議会に、また、3月30日(木)、未使用タオル(150枚)を特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈しました。

寄贈にご協力いただきました役員・会員の皆様ありがとうございました。女性部会では引き続き社会貢献活動を行ってまいりますので、よろしくお願いします。



▲(左から)小澤副部会長・飯村部会長・土屋幹事



▲使用済み切手を渡す小澤副部会長(左)

第17回法人会全国女性フォーラム愛媛大会に参加

－ 女性部会 土屋みどり －

4月13日(木) 愛媛県松山市の「アイテムえひめ」において全国女性フォーラムが開催されました。今回のキャッチフレーズは「愛顔咲くマドンナたちの新時代～ともに拓こう媛の国から～」と題して全国からおよそ1,900名の部会員が集い盛大な会となりました。

第一部記念講演では、TVでもお馴染みの夏井いつき先生(俳人:松山市在住)から俳句を作る虎の巻を基に簡単に俳句を作る術を学び、参加者全員が句を読んで提出。第二部の式典中に夏井先生

によって優秀作品3句が選ばれ、第三部では、その中から参加者全員で最優秀賞を選びました。最も多くの共感を得たその作品に会場は大いに盛り上がりました。懇親会では地元の食材をふんだんに使った見た目も味も素晴らしいお弁当と地酒が振る舞われ、愛媛の方々の気遣いとおもてなしを存分に堪能しました。空港の出迎えから会場を去る際のバス、タクシーの手配、誘導までのお心遣いにも重ねて感謝申し上げます。さらに会場内外では次回開催地の広島の部会員の方々の熱い呼びかけに来年のフォーラムが待ち遠しくなりました。



▲会場入口で記念撮影



▲(左から)土屋・鶴野・小澤・飯村・吉田・山中・富田の各氏

「活動報告会」を開催

－ 女性部会・青年部会 －

4月18日(火)、医科器械会館において「第12回女性部会・青年部会活動報告会」を開催しました。

第1部では両部会から令和4年度事業報告及び収支決算の報告をはじめ、令和5年度の事業計画、収支予算等を説明した後、来賓として五十嵐会長及び笹木本郷税務署長からご祝辞をいただきました。

第2部では特別講演会として、橋立弘紀顧問から「運!出会い」と題してご講演いただきました。自身が長年にわたる企業経営の中で感じたガバナンス

やリスクマネジメントの重要性や、法人会で様々な人との出会いにおいて経営課題解決のヒントを得ることができたこと等、実体験を交えながらお話しいただきました。

両部会ともここ3年は新型コロナウイルスの影響により、行事の中止や縮小を余儀なくされる等、思うような活動がなかなかできない状況が続いていました。まだ完全に収束したとは言えませんが社会情勢を踏まえ、工夫をしながら各種事業に取り組んでまいります。



▲吉田青年部会長によるあいさつ



▲飯村女性部会長によるあいさつ



▲来賓祝辞を述べる五十嵐会長



▲来賓祝辞を述べる笹木本郷税務署長



▲橋立顧問による特別講演会



▲山元・新青年部会長によるあいさつ

令和5年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の 2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2023年10月1日から登録したい場合に、2023年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力画面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

あなたもぜひ
参加してみませんか

令和5年度 保存版 研修会・講演会予定表

	事業名	日程	時間・場所	内容	
1	新設法人説明会	令和5年 4月19日(水) 6月22日(木) 8月24日(木) 10月4日(水) 12月7日(木)	令和6年 2月21日(水)	時間:13:30~16:00 場所:本郷税務署大会議室	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税」や「源泉所得税」の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2	決算法人説明会	令和5年 4月20日(木) 5月16日(火) 6月15日(木) 7月27日(木) 8月8日(火) 9月12日(火) 10月12日(木)	11月9日(木) 12月14日(木) 令和6年 1月16日(火) 2月20日(火) 3月7日(木)※	時間:13:30~16:00 場所:本郷税務署大会議室 ※3月7日(木) 場所:文京区民センター3A	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をしていただくため留意点など基本的な事項を説明します。
3	法人税の基礎講座 【研修シリーズ】 (全6回)	令和5年 9月14日(木) 10月5日(木) 10月19日(木)	11月1日(水) 11月16日(木) 11月30日(木)	時間:13:30~16:30 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4	源泉基礎講座 (全3回)	令和5年 6月7日(水) 9月7日(木) 11月28日(火)		時間:14:00~16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5	税法等研修会	令和5年 ①6月21日(水) ②9月11日(月)		①時間:15:00~17:00 場所:本郷税務署大会議室 ②時間:14:00~15:30 場所:都税事務所会議室	国税や地方税の改正事項を分かりやすく説明します。

その他セミナー等の予定

- ★労務セミナー(7月14日)
- ★税務署長講演会&特別講演会(11月)
- ★年末調整説明会(11月)
- ★酒税法とワインセミナー(11月21日)
- ★セミナー・オンデマンド
【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせずいつでも受講できます】
- ★セミナーDVDレンタルサービス
【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】

※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会

検索



従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/>

事務局だより

本郷法人会第12回通常総会のお知らせ

日時：令和5年6月12日（月）16:30開会

場所：東京ガーデンパレス「高千穂の間」（文京区湯島1-7-5 TEL 3813-6211）

第1部 総会【16:30開会】

黙 禱

定数報告・開会のことば

会長あいさつ

感謝状及び特別感謝状の贈呈

令和4年度会員増強功労者感謝状の贈呈

議長選出

議事録署名人選出

議 事

【承認事項】

- (1) 第1号議案 令和4年度決算報告承認の件
- (2) 第2号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

【報告事項】

- (1) 令和4年度事業報告の件

(2) 令和5年度事業計画報告の件

(3) 令和5年度収支予算報告の件

議長退席

来賓紹介

来賓祝辞

閉会のことば

【第1回臨時理事会】

第2部 懇談会【18:00～20:00】

懇談会費：7,000円／1名（着座式）

（懇談会にご出席の方のみ当日申し受けます）

※ご欠席の場合には必ず「委任状」をご提出ください
させていただきますようお願いいたします。

我社の一言 PR

- ☞ 会社名：株式会社 ROOTS
- ☞ 代表者：岩元 龍郎
- ☞ 所在地：文京区本郷3-41-9
- ☞ TEL：03-6240-0309
- ☞ FAX：03-6240-0403
- ☞ URL：http://www.roots-eng.co.jp

本郷を拠点に建物のリフォームやリニューアル等、関東全域で手掛けています。

主に外観改修・防水・漏水補修・耐震補強・原状回復工事等々得意としていますが、建物全般に関するお困りごとがありましたら何でもお気軽にご相談ください。

●口座振替による会費納入のお願い

会費納入にご協力いただき誠にありがとうございます。当会では、口座振替による会費納入をお願いしております。その年度分（4月～翌年3月）を一括でご指定の金融機関から口座引き落としさせていただきます。振込手数料のかからない口座振替をぜひご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

●変更が生じたら…

社名、代表者、住所等、変更が生じましたらお手数ですが、事務局までお知らせください。

「ほうじん本郷」表紙写真募集

本郷法人会では、広報誌「ほうじん本郷」を年5回発行しています。

より身近で、親しみやすさを感じてもらうために、広報誌の表紙を飾る写真を募集します。

■募集写真

文京区に関わりの深い風景、イベント、人物等。

■発行時期

5月・7月・9月・11月・1月

■お申し込み・お問い合わせ

本郷法人会事務局

TEL: 03-3812-0595 FAX: 03-3815-2401

e-mail: info@hongohojin.or.jp

3・5月号 編集後記

新年度がスタートしています。区役所も新たな会員様のお役に立てる経済支援事業が多々ございます。昨年は商店街加盟店限定のPayPayポイントバックキャンペーンが大人気で活気をもたらしました。本年度も予算に含まれています。また、あっせん融資制度では信用保証協会の保証料を区が負担するサービスもございます。その他、コロナ禍を契機にみなさまのご支援をするメニューを用意していますので、是非ご活用ください。
(佐藤 豪一 記)

